

## 大綱の策定方針（案）について

## 1. 大綱に関する基本的な考え方（文部科学省通知より抜粋）

(1) 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。</li> <li>・ 国の教育振興基本計画における基本的な方針【資料 3 - 2】を参酌して定めるが、地域の課題を踏まえ、その実情に応じて策定する。</li> <li>・ 市の教育振興基本計画等の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができる。(当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。)</li> </ul>
(2) 策定	地方公共団体の長が策定するものであるが、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要。
(3) 対象期間	4 年～5 年程度を想定。

## 2. 大綱策定のベースとすることができる計画【資料 3 - 2】

## ①鹿児島市教育振興基本計画

- ・ 本市教育の一層の振興を図るために、教育分野における本市の目指すべき姿と進むべき方向性を定めるもの。
- ・ 計画期間全体：平成 23 年度～33 年度（11 年間）
  - 前期：平成 23 年度～27 年度（5 年間）
  - 後期：平成 28 年度～33 年度（6 年間）⇒26 年度アンケート調査・27 年度策定作業

## ②第五次鹿児島市総合計画

## 3. 策定方針（案）について

大綱については、鹿児島市教育振興基本計画の「目指すべき姿」、「基本的な考え方」、「施策の方向性」をベースとし、必要であると判断された新たな要素があれば追加して策定する。

## （理 由）

鹿児島市教育振興基本計画（後期）は、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、市の最上位計画である第五次鹿児島市総合計画に即して策定されることから、同計画の「目指すべき姿」、「基本的な考え方」、「施策の方向性」を大綱策定のベースとすることが適切である。